

厚生労働省関係事項

母と女性教職員の会の運動は1954年に始まり、今年で63年となります。この運動は、平和な社会を求める草の根運動の草分けといえるものです。

「子どもたちが、平和のうちに育つ社会を実現するために、全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」と呼びかけたアピールが全国婦人教員研究協議会で採択され、以来、全国各地で連帯活動を進めてきました。1975年から毎年東京で開催している全国集会では、国連の「女性年」「子ども年」「障害者年」「平和年」などの趣旨に学び、国際的な視野に立って、「憲法・平和・教育を守ろう」と確認してきています。

各地で課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、40人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共学、学校給食の実現、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきています。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、ゆたかな教育の実現のため、次のように求めます。

記

1. ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画社会の実現にむけ、「女性活躍推進法」「第4次男女共同参画基本計画」を実効あるものとするための具体的施策にとりくむこと。
 - (1) 間接差別など雇用における男女間格差を是正するため、男女雇用機会均等法の趣旨に則った具体策を講じること。
 - (2) 「女性活躍推進法」にもとづく行動計画が各事業所において策定され、実効あるとりくみがすすむよう指導すること。
 - (3) すべての働く者の雇用安定と公正な労働条件整備や、インターバル規制など労働法制の改善をすすめること。また、違法な長時間労働をなくすため、労働基準監督署の人員増をはかるとともに、学生アルバイト使用者の法令遵守を徹底すること。

2. 「児童虐待防止法」にもとづき、児童相談所等の人的配置や施設・設備の充実、被害にあった子どもへの回復支援など、二次被害を防ぐための施策を講ずること。

以上